

## 意見書案第1号

### 精神障害者の交通運賃割引制度適用を求める意見書

国の障害者施策においては、身体障害、知的障害、精神障害の三障害一元化が基本的方向となっている。しかし、精神障害者は、身体障害者や知的障害者に適用される交通運賃割引制度からは、長い間除外されている。

国においては、平成26年2月に障害者権利条約の批准や平成28年4月1日から障害者差別解消法を施行する中、精神障害者を障害者福祉制度の対象から除外することは不合理であると考えます。

よって、国においては、精神障害者も身体障害者や知的障害者と同じように交通運賃割引制度の適用対象となるよう、関係交通会社に対し積極的に働きかけを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月17日

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
厚生労働大臣	塩崎	恭久	殿
国土交通大臣	石井	啓一	殿

神奈川県中郡大磯町議会議長 吉川重雄